

## 大阪府・大阪市特別区設置協議会

### 第10回協議会 議事録

日 時：平成25年12月6日(金) 14:00～15:35

場 所：大阪市会 特別委員会室

出席者：浅田均会長、美延映夫副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、  
(名簿順)今井豊委員、大橋一功委員、岩木均委員、清水義人委員、林啓二委員、  
花谷充愉委員、中村哲之助委員、坂井良和委員、吉村洋文委員、明石直樹委員、  
辻義隆委員、木下吉信委員、柳本顕委員、長尾秀樹委員、山中智子委員

(浅田会長)

それでは、ただいまから第10回大阪府・大阪市特別区設置協議会を開催いたします。  
まず、定足数についてであります。大阪府・大阪市特別区設置協議会設置規約第6条第  
3項により、2分の1以上の20名全員の委員が出席いただいております。定足数に達し会議  
が成立してあることをまずご報告申し上げます。

続いて、資料の配付についてでございますが、本日は、大阪における大都市制度の制度  
設計、いわゆるパッケージ案に関する追加資料及び財政シミュレーションにつきまして、  
資料の提出がなされておりますので、配付させていただきます。

資料を事前配付する予定でしたが、事務局の資料作成の関係で協議会当日の配  
付となってしまいました。このため、本日は基本的に資料説明と資料の事実確認を中心  
に進め、次回の協議会の進め方につきましては、この後の代表者会議で確認させていただ  
きたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

パッケージ案の追加資料及び財政シミュレーションの説明に先立ちまして、事務局をあ  
ずかる者として3点、まずおわびを申し上げます。

まず、1点目、先ほど会長からありましたけれども、資料作成の関係で財政シミュレ  
ーションの提出が本日の協議会の当日になりましたことをおわびを申し上げます。

また、2点目は、12月3日に特別参与のほうからシステム関係のコストにつきまして  
事前公表されました。この点について、事務局として十分調整できず、非常に遺憾に思  
っております。本当に申し訳ありませんでした。

3点目ですが、これは後ほど具体的に説明させていただきますけれども、職員体制につ  
きまして、8月に説明させていただきましたパッケージ案、これについて、誤りがございま  
した。下水道職員の関係と行政委員会の職員の関係、これについて、本当に申し訳あり  
ませんでした。

以上、いろいろと間違いを起こしまして、本当に申し訳ありませんけれども、今後しっ

かりやらせていただきますので、お許しをいただきますようによろしく願いいたします。

それでは、本当に申し訳ありませんが、この後、早速関係部長のほうから説明に入らせていただきたいと思います。

まず、パッケージ案の追加資料といたしましては、これまで調整中とさせていただいた事務分担でありますとか、あるいは協議会でご指摘をいただきました児童相談所の一時保護所の関係に関する資料、それとあと効果額の再試算でありますとか、職員体制案の修正、さらにコストの関係でシステム経費の再試算、財産・債務の承継の関係で、これも協議会でご指摘・ご議論いただきました財産の特別区間の偏在についての対応、こういうものについて盛り込んでおりますので、順次説明をさせていただきたいと思います。その上で、財政シミュレーションについて説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。おわびと冒頭の説明ということで、本当に申し訳ありませんでした。

(浅田会長)

田中部長。

(府市大都市局田中制度企画担当部長)

すみません、制度企画担当部長、田中と申します。私から資料1の説明をさせていただきます。

まず、資料1、大阪における大都市制度の制度設計(パッケージ案)追加資料をごらんください。

ページめくっていただきまして、事-1、事務分担調整中としていたものから説明させていただきます。

2ページをごらんください。

8月にお示ししましたパッケージ案につきましては、13事務につきまして、前提となる事業のあり方を検討中であったことから、調整中としておりましたけど、一定の進捗が図られましたので、今般、事務分担を整理してございます。

表は、前回のパッケージ案にお示しさせていただいてるものです。

3ページの13事務の内訳でございますけど、事務数は13でございますけど、大きくは水道事業以下5事業に分類されまして、調整中とした理由をお示ししております。

ページめくっていただきまして、4ページから個々に説明させていただきます。

まず、水道事業でございますけど、25年11月に「水道事業民営化について(検討素案)」が出されましたので、これを踏まえ、事務分担を整理しております。

まず、水道事業欄ですけど、検討素案におきまして27年度中に公共施設等運営権制度を活用した上下分離方式による民営化を行う方向が提示されております。今後の市会の議論を踏まえる必要はございますけど、この検討素案をもとに事務分担を整理してございます。

大阪市を除く府域におきましては、府の水道用水供給事業が大阪広域水道企業団に移管され、基礎自治体の連携による運営へと変化していること、また、水道施設は特別区ごとに分割することができないことから、民営化までの間、特別区による一部事務組合で水道

事業を実施と整理しております。

また、民営化後も資産管理、モニタリング等の業務がありますので、当該事務についても同組合で実施としております。

なお、事務分担ではございませんけど、現在発行済みの企業債につきましては、債権者保護及び市場秩序の維持の観点から、新たな広域自治体に承継し、償還財源は一部事務組合が負担と整理しております。

工業用水道事業につきましては、検討素案におきましては、取り扱いについては、今後の検討課題としておりますけど、工業用水道事業につきましては、水道事業と一体的に事業を実施していること、また工業用水道施設は特別区ごとに分割することができないことから、事務分担の方向性としては、水道事業とともに、特別区による一部事務組合での実施と整理してございます。

ちょっと、下に、脚注になりますけど、これに関わりまして、水道法等の改正が必要となりますので、法令改正が現在125としておりますけど、126の改正という形で1件追加してございます。

それから次に、駐車場事業につきましては、大阪市道路公社を第三セクター等改革推進債を活用して今年度末に解散する方針が示されましたので、それに基づきまして整理してございます。

駐車施策につきましては、8月のパッケージ案の中で、各特別区の実施という形で事務を整理しておりますので、駐車施策に密接に関連する本事務につきましても、各特別区での実施というふうに整理してございます。

三セク債の償還につきましては、駐車場収入をもって償還することとしていることから、制度移行前の処理スキームを維持する仕組みの検討が必要と考えてございます。

次のページへ移っていただきまして、公社住宅事業につきましてはですけど、大阪市の住宅供給公社のあり方については、デューデリジェンスを実施の上、25年度末までに方向性を示す予定で、まだ最終的な方向性は示されておりませんが、本件事務につきましては、大阪市住宅供給公社において、現在実施している当該事業を引き継いだ主体に対して、継続して補助を行うという性格の事務でありますことから、事務分担の方向性としましては、住民に身近な住宅施策として各特別区での実施としております。

また、大阪市住宅供給公社の管理に関する事務につきましては、現在、政令指定都市ということで実施している事務でありますので、事務分担の方向性としては、終了と整理させていただきます。

続きまして、土地先行取得事業会計にかかわりましては、こういう先行取得用地に係る特別会計を設けて管理するという、いわゆる自治体の内部事務にかかわるものですので、各特別区で実施と整理しております。なお、現在、大阪市が保有する先行取得用地につきましては、保有目的に関連する個々の事業に係る事務分担に応じて、それぞれ取得用地について新たな広域自治体または特別区に帰属するというふうに整理してございます。

最後に、訴訟関係ですけど、争訟事件の処理の統括に関する事務でありますので、各特別区の実施としております。なお、現在係属中の個々の訴訟につきましては、当該訴訟に係る事務を承継するものが基本として、所管としまして、例えば国家賠償請求訴訟につき

ましては、当該違法行為に係る事務、または当該公の営造物の管理事務を承継した地方公共団体が引き継ぐものと考えております。

また、行政処分等の取り消しなどを求める抗告訴訟につきましては、当該権限の行使に係る事務を承継した地方公共団体に、土地建物明け渡し請求訴訟につきましては、当該不動産の権利を承継した地方公共団体に訴訟が承継されるものと整理してございます。

それから最後に、公益財団法人大阪府育英会への事業資金の貸し付けでございますけど、これは当該事務が現在係争中の案件に限った貸付金に係る事務であることと、過去の貸付金債権の帰属先を特別区と整理していることも踏まえ、各特別区の実施と整理してございます。

13事業にかかわりましては、以上でございます。

続きまして、資料をめくっていただきまして、児童相談所の一時保護所という資料の9ページをごらんください。

前回の議論で、一時保護所を共同設置するのか、各特別区に設置した場合における比較を示すようにというご指摘がございましたので、その資料として整理させていただいております。

パッケージ案では、児童相談所は各特別区に設置し、一時保護所は、移行当初は共同設置、ただし、児童相談所と一時保護所の一体運営という方式も考えられるということで、職員体制案につきましては、一時保護者の配置職員数は、24年度の1カ所ということで、入所定員70名を前提に算出しておりましたけど、今般、下の、ちょっと中の欄にありますけど、26年4月に第2の一時保護所（入所定員30名）が設置されますことから、大阪市全体で入所定員100名を基準として、一時保護所を設置した場合の比較を行うということで、の各特別区による共同設置、の各特別区が設置した場合を比較してございます。

算定の試算に当たりまして、資料のつくり方ですけど、まず各特別区ごとに設置する一時保護所の入所定員を設定した上で、職員数、ランニングコスト、施設整備費についての算定の考え方を整理し、試算した上、試算結果を総括表の最後に取りまとめるというような資料の構成になってございます。

資料をめくっていただきまして、10ページをごらんください。

先ほど申し上げましたとおり、26年4月時点での入所定員100を基準にということで、各区の設置数につきましては、入所定員、この100を児童人口比で案分しまして、端数を一旦切り上げて、5名刻みということで、例えば、一番左の試案1・7区を見ていただきますと、A区からG区までございますけど、児童人口を示しておりますけど、この比率で案分して、100を割って、切り上げたときがA区、10名から、G区、19名という形でお示しし、それを入所定員欄にありますように、5名刻みで切り上げて定数としているところでございます。

これによりまして、試案1では、合計数で115名の定員、試案2では120名、試案3では110名、試案4では115名と、定員数を設定してございます。

続きまして、11ページをごらんいただきまして、職員数の算定でございますけど、職員数を算定するに当たりまして、比較的類似施設であります児童養護施設等における職員

の配置基準、厚生労働省局長通知などを参考に本務職員を配置しました上で、一時保護所という性格上、24時間の勤務ローテーションを編成できる体制を考慮し、非常勤職員も活用しながら、職員配置を行っております。

なお、調理業務につきましては、民間委託により実施するものと想定してございます。ちょっと、資料18ページ、19ページに飛ばしていただきまして、先に、18ページをごらんください。

今申し上げましたことを少し表で整理してございますけど、一番左端欄に、児童保護施設における基準ということで、厚生労働省の通知を参考に、例えば施設長なら1名を配置すると、ただ備考欄にありますように、入所定員30人未満の場合は、児童指導員の兼務ができるということで、30人未満につきましては、単独の施設長は設けないというふうな形で整理してあります。

以下、児童指導員、あるいは保育士につきましては、学齢児とか、3歳以上の、児童の年齢によりまして配置基準が定められております。あと、栄養士以下、嘱託員まで、こういった基準がありまして、真ん中の欄を見ていただきまして、これに基づいて、若干先ほども言いましたように、施設長ですと、入所定員30人未満の場合は兼務を想定とか、それから児童指導員、栄養士については、入所定員割合に応じ、ローテーションを加味して算定とか、こういった一定の配慮を加えまして、右に、示している分は入所定員別職員数ということで、例えば70人ですと、施設長は1名、児童指導員・保育士が32名、括弧書きは外数で非常勤職員になりますけど、という算定をしまして、一番下の欄で、70人の入所定員に対しては37人の本務職員、4人の非常勤嘱託という形で、定員ごとの人数を算定しております。

19ページをごらんいただきまして、ちょうど真ん中ぐらいに各区設置という欄がございまして、試案1というのを見ていただきまして、A区からG区を、例えばA区、入所定員10ということでしたら、先ほどの18ページの資料と突合しながら、職員数が15人で非常勤職員が11人、以下、G区まで個々に置きまして、合計欄で職員数なんですけど113名の非常勤職員85人という形で積算を示しております。

これをもとに、もう一度資料11ページに戻っていただきまして、先ほどの18ページ、19ページを踏まえて、総括にしたのがこの11ページの表となっております。

一番最下段の職員数・計欄だけ見ますと、共同設置2カ所の場合が本務職員60人の非常勤19名、各区設置の試案1が113人の85名、試案2が113人の85名、試案3が86人の63名、試案4が92人の67名という形で職員数を算定してございます。

続きまして、12ページをごらんください。

次に、ランニングコストについての考え方ですけど、これはこども相談センターの予算をベースに算定してございます。職員数や児童定員数に応じて変動するコストと、そうでないコストがございまして、職員数・児童の入所定員数により金額が変動する費目については、それぞれ積算ということで、試算の考え方の二つ、ちょっと困っております、職員数としては、例えば非常勤職員数の報酬とか、それから児童定員数につきましては、消耗品とか、賄材料費などが児童定員数に比例するものだと。施設維持管理等に係る費用については、一時保護所の定員にかかわらず同額を計上するというので、右の表に

ございますように、入所定員ごとに物件費を定めるという方法をとってございます。

例えば、入所定員10名でしたら7,900万円のランニングコストがかかるとしてございます。以下、100名まで、100名は70名プラス30名の数字になってございますけど、積算してございます。

13ページは、その特定財源ということで、今と同じような考え方をもとに整理しまして、右の表に整理してございます。例えば、入所定員10名でしたら特定財源が3,300万というふうな整理をしてございます。

資料14ページをごらんください。

施設整備費についての説明をさせていただきます。現在の一時保護所及び整備中の第2の一時保護所はそのまま活用するというを前提にしております。それですので、各特別区が設置する場合につきましては、一時保護所がない特別区ということで、7区の場合は2区分を活用するので5区分の新規建設、5区案につきましては、3区分の新規建設ということで、新たに一時保護所を整備するというで、この場合は、公共用地を活用して新規に建設することを想定して、施設整備費を出してございます。

拋出等につきましては、厚生省令に定める面積基準、例えば児童1人につき4.95平米とか、乳幼児1人につき3.3平米とか、こういった基準に基づいてするとともに、その他のスペース、便所とか浴室、食堂等につきましては、現在の一時保護所の面積をベースに算定してございます。

算定に当たりましては、男子・女子・幼児別に、居室などは別に設けなければならないものは、別にカウントしまして、学習室など共用で利用できるものは共用でという整理をしてございます。

この考え方に基きまして、例えば、入所定員10名ですと、約730平米の面積が必要として、金額としては、ちょっと下の欄にございますけど、保育所の建設費単価を用いまして、約3億円の施設整備費がかかるとしております。これには、実施設計、建設費、工事監理費等などの経費を含んだ形で、定員ごとの施設整備費を表に整理してございます。

15ページが、今まで申し上げさせていただいたことを総括表にまとめてございます。

職員数の、太く囲っているのが本務職員数を表記しまして、これはランニングコスト欄の人件費に人数掛ける800万円で計算した費用を人件費欄に積算してございます。

それから、非常勤嘱託は物件費の中に報酬として含んでございます。こういうことで、ランニングコストは、コストから特定財源を引いて、差し引き一般財源が市費という形で太く囲って整理してございます。

施設整備費につきましては、申し上げた数字を7区の場合ですと、先ほどの入所定員別に積み上げて総計額をお示ししているということでございます。この数字は、あくまで試算結果でありますので、条件設定の仕方により変動するものでございます。

16ページをごらんください。

先ほどのページは、特別区全体の総額をお示ししておりますけど、1区当たりの費用を比較するという形で整理させていただいております。共同設置の場合はランニングコストが7区の場合ですと7,000万円、5区の場合ですと9,800万円となっております。

各特別区も7区、5区ということで試案1から4まで、お示しのとおりになっております。

施設整備費につきましては、7区の場合ですと、もともとの2億7,600万というのが五つの区分の合計ですので、ここでは前の数字の19億3,300万円を7区で割って、2億7,600万円という形で割り戻してございますので、そういう計算方法でこの表はお示しさせていただいております。

最後に参考になりますけど、大阪市・堺市・大阪府の状況ということで、入所定員以下の数字をお示しさせていただいております。

なお、3にありますように、大阪市、大阪府の第2一時保護所につきましては、入所定員に比べてかなり施設面積が大きくなってございますけれど、これは脚注にありますように、既存の施設を活用して、改修して一時保護所として使用している関係から、少し入所定員に比べて大きな数字になっているものでございます。

私からは1について説明させていただきました。ありがとうございます。

(浅田会長)

太田部長。

(府市大都市局太田制度調整担当部長)

それでは、引き続きまして、制度調整担当部長の太田でございます。

私のほうから、次の2の府市再編による効果額以下について説明をさせていただきます。まず、効-3ページをお願いいたします。

これは、地下鉄民営化に関する効果額につきましては、前回の法定協議会において事務局から申しあげましたとおり、議会での議論を踏まえまして、市の交通局と調整しながら、再試算を行ったところでありまして、その結果につきまして説明をさせていただきます。

資料の上段、枠囲いの中の一つ目の丸でございますが、一般会計繰出金の削減効果につきましては、8月のパッケージ案では、民営化基本プラン(案)を踏まえ、平成14年度から10年間の平均値をもとに、200億円と算定しておりましたが、今回、市長就任直近の平成23年度予算額をもとに精査をいたしまして、71億円としております。

次の、二つ目の丸の新会社からの税収入につきましては、パッケージ案では、市の税分のみ、50億円としておりましたが、下の矢印にありますように、今回、新たに府税分を算定することとし、法人事業税、法人府民税の19億円のほか、新たに一時的効果といたしまして、不動産取得税33億円を算定しております。

なお、ストックの活用といたしまして、民営化に伴い、新会社の株式を取得するため、その資産価値を今後検討することとしております。

これらの再試算の結果をまとめました下の表でございますが、継続的效果につきましては、パッケージ案の効果見込み額の計でございますが、275億円から165億円となり、また一時的効果につきましては、パッケージ案では見込んでいなかったところですが、今回、33億円となっておりますのでございます。

地下鉄のほうは以上でございます。

次のページで、職員体制（案）の修正でございます。

これにつきましては、修正となりまして、本当に、まことに申し訳ございません。その内容といたしましては、ページ効 - 5 のとおりで、2点でございます。

1点目は、下水道関係職員、これ461人でございますが、職員体制の考え方といたしまして、経営形態の変更等を含むものとして整理することとしていたにもかかわらず、広域への移管職員数にもカウントしていた結果、二重加算となっていたものを修正するものでございます。

平成27年度の広域の職員数を461人減員し、その後年1.6%、10年間で削減するとしておりました職員数、これ74人ですが、これをもとに戻しまして、標準配置数案からは387人を減員するものです。

その下の390は、数値を丸めたものでございます。

2点目につきましては、平成24年度の大阪市の現員数を修正するものでございます。

これは、パッケージ案の大阪市の平成24年度の現員数では、教育委員会事務局で従事いたします教職員のうち、国の定員管理調査上、学校籍としておりました229名を外数としておりました。モデルといたしました近隣中核市5市のほうでは、教育委員会事務局職員の内数として算定をしておりましたため、特別区職員数との比較上、大阪市の平成24年度現員に該当いたします229人を加算をするものでございます。

次のページで、パッケージ案における職員体制の推移を表記をしております。1点目の下水道の関係につきましては、27年度の上段の、新たな広域と、中ほどに横串しておりますけれども、経営形態の変更に5,675人を載せておりますけれども、そこにそれぞれ461人をカウントしておりましたので、経営形態の変更によるものは、ほかのものも含めて、全て同じ数値を横置きということにしておりますので、新たな広域から461人控除するものでございます。

また、左側の24年度の現員の大阪市の欄の中でございますが、定員管理調査上、学校籍であった教員、事務局職員数229人、これを加算するものでございます。

次のページの試案1におけます修正後のものを記載をしております。これは、今回のこの2点の修正に限定して変更したものでございます。職員数の減の拡大によりまして、右側の修正後の欄で、裁量幅であります。それぞれ50億円効果が拡大をしております。

次のページ以降は、試案2以降の修正となりまして、5区案の試案3でも、同じく効果額が50億円拡大しておるものでございます。

こういったことになりまして、まことに申し訳ございません。深くおわびを申し上げます。

そういったことでの総括表といたしまして、効 - 15から16ページ、総括表でございますが、パッケージ案の効果見込み額から再試算額の変更点を太字で示したものでございます。A B項目や市政改革プランなど、先ほど申し上げました(1)の現在の改革の取り組みについては、地下鉄民営化の効果額、一般廃棄物の焼却処理事業の一般財源額など、A B項目関連の再試算を反映いたしました結果、継続的效果につきましては、一般財源ベースの欄でございますが、645億円から563億円となりました。また、一時的効果といたしましては、同じく一般財源ベースで11億円から44億円となっております。



なお、(2)のストックの活用については、地下鉄民営化等により取得いたします株式等の資産価値について、今後検討をすることとしております。

お聞きいただきまして、(3)の大都市制度の実現のところでございますが、これは先ほどの職員体制の再編のところでご説明したとおり、職員数の修正に伴いまして、それぞれ効果額が50億円増加するものでございます。申し訳ございません。

続きまして、特別区設置に伴うコストでございます。

お聞きをいただきまして、まず、コ-2のシステム関連経費での変更点でございます。

上段にありますように、8月にお示しをいたしましたパッケージ案のコストの試算におきましては、システムについては、粗い試算であり、今後専門家の意見をお伺いしながら、さらに精査が必要としておりました。

今回、外部の専門家の意見を踏まえ、システム経費の再試算を行ったところでございます。この再試算に当たりましては、行政システムに豊富な知識を有する外部の専門家の方お二人を府市の特別参与として委嘱いたしまして、システムの改修方法などのご意見をお伺いしたところです。

この専門家の方からは、全てのシステムを共通利用すべきであると。その場合でも区の独自政策には対応は可能であるといった提言をいただいております。これを踏まえ、再見積もり等を実施したところでございます。

パッケージ案との変更点ということで、枠囲みしておりますが、まず、基幹システム、これは住民基本台帳システムなどがございますが、パッケージ案と同様、共通利用といたしまして、前回の見積もりから時間も経過しておるということもあり、現在の状況を踏まえ、再見積もりを実施したところでございます。

その次の、その他約140システムにつきましては、パッケージ案では、共通利用した場合と、特別区ごとに構築した場合、この二つのパターンを前提として試算をしておりますが、再試算に当たりましては、専門家の方のご意見を踏まえ、共通利用のみを前提とし、記載のような算出をしたものでございます。

一方、府のシステムのほうは、庁内調査の結果、今回新たに改修が必要と判明いたしました税務事務・電子申請システムなどを追加したところでございます。

次のページに、これらの再試算の結果について取りまとめております。

まず、上段でございますが、上の段はイニシャルコストのシステム改修経費でございます。右端合計欄のとおり、7区案では、パッケージ案で170億ないし430億であったものが、右端のゴシックのとおり、150億円、また、5区案では160億円から330億円であったものが約140億円となっております。

ランニングコストのシステム経費、下の欄でございますが、合計欄のとおりですが、7区案では、パッケージ案で50億から60億であったものが約30億に、5区案では20億から50億であったものが約20億となっております。

次の、コ-4から5ページにつきましては、今ご説明させていただきましたおのこの再試算の積算内訳を示しております。説明は省略させていただきます。

次に、コ-7、総括表でございます。先ほど説明をさせていただいたシステム関連経費の再試算の結果を反映した上で、試案ごとにパッケージ案と再試算との比較をお示しをし

ております。

イニシャルコストの再試算後の合計額は7区の試案1が約360億、試案2が約350億、それから5区の試案3が約280億、試案4が約290億となっております。

ランニングコストのほうでございますが、再試算後の合計額は7区の試案1、2、これはいずれも約100億円、5区の試案3、4、いずれも60億円となっておりますのでございます。

次に、4の効果額とコストの総括表ということで、ここにつきましては、ここまでの効果とコストの修正、再試算によるものを試案ごとに整理したものでございます。

次のページの効コ-2でございますが、試案1、7区案の試案1では、効果額のほうは、パッケージ案と今回の再試算を比べますと、右端の摘要欄のとおり、継続的效果額が事業費では約60億円減、一般財源で約32億円減、ここは試案1から4、全て同じ額になっております。

それから、下の段、コストでございますが、コストにつきましては、イニシャルコストが約20億から280億円減、ランニングコストが約20億から30億円減となっております。5区案の試案3のほうでは、恐れ入ります、あけていただきまして、4ページでございますが、右側の摘要欄にありますように、イニシャルコストが約20億から190億円減、ランニングコストが約30億円減となっております。これは案の4も同じでございます。

続きまして、財産・債務の承継で課題となっております普通財産の特別区偏在について説明をいたします。

財-2ページをお開きを願います。このページは、パッケージ案の内容を記載しております。パッケージ案では、住民が身近なところで地域の実情に沿った活用方法を決定できますよう、財産の承継案を提案させていただいたところですが、特別区間で、普通財産の偏在が生じたことから、各特別区が財産活用に取り組むインセンティブを残しつつ、実質的に格差を埋める仕組みの検討が必要であると検討課題を設定したところでございます。

その後、協議会などでご協議・ご意見をいただいたところでございまして、そういったことも踏まえまして、次のページ、3ページでございますが、検討のポイントということで記載をしております。

偏在の格差を是正する仕組みの検討に当たりましては、実質的に格差を埋めるためには、特別区間で活用益を再配分する必要があるといった点、またそのためには、共同で普通財産を活用する方法を考える必要があるといった点をポイントといたしますとともに、全ての普通財産を共同活用してしまいますと、各特別区の実情に応じた取り組みが期待できなくなるということもありまして、特別区が財産活用に取り組むインセンティブも重視する必要があるといった点も検討しております。

また、市の実情といたしまして、財政上の要請からも、財産処分による補填財源の確保が喫緊の課題となっております。再編後も、補填財源を確保することが必要であるといった点もあわせて検討してきたところでございます。

次の4ページをお願いいたします。

こうして、検討してきてまいりました仕組みの方向性などを記載をしております、方向性といたしましては、市の財産処分の取り組みを引き続き推進する必要があることから、パッケージ案でお示しをいたしました普通財産のうち、市のほうで未利用地活用方針を定めておりますが、その中の処分検討地を特別区全体で活用する財産といたしまして、その他の普通財産は、各特別区で、地域の実情に応じて活用できる財産として区分をしております。

これによりまして、売却の活用効果を特別区に再配分することで格差を是正し、あわせて特別区の補填財源を確保できること、さらに、各特別区が財産活用に取り組むインセンティブを一定確保できるといった効果が得られるものと整理したところでございます。

財産の区分を、そのページの下の方図に示しておりますが、パッケージ案で普通財産として整理しました1,822億円を三つに分けて、上の段は967億円となっておりますが、特別区全体の活用財産として、共同で処理をして売却をし、その得られた収入を特別区に再配分する財産として整理をしております。

中ほどの段、中段は、これは売却済み、あるいは25年度に売却を予定をしております財産でございますので、仕組みの対象外としております。

一番下の段の208億円は、各特別区で地域の実情に応じて活用できる財産として区分しておるものでございます。

次のページのところで、こうした共同処理のフレーム（案）を記載しております。

ポイントといたしましては、一部事務組合で処分等の事務を共同処理をする、共同処理の期間については、市の取り組みと同様に、平成30年度までをめどとする。ただ、売却益は各特別区の人口割で再配分をする。処分の優先順位、未売却財産の取り扱いについては、都区協議会で協議、調整するといったものでございます。

また、財産所有のあり方や、処分を進めるには、地元区の協力も必要であることから、地元特別区への売却促進のあり方をどうするかといった点については、今後、さらに整理を要する事項としております。

こうした取り組みが実現したとして、この普通財産の偏在がどう変化するかについて、次のページ、6ページ以下に記載をしております。ここでは、試案1の7区案でございますが、試案1の財-7ページのところで、表の仕立てをご説明しますと、上段の枠囲いがパッケージ案でお示しをした各特別区の保有状況で、この時点で格差は39.3倍になっております。その各特別区の保有状況を仕組みのイメージで示した区分で内訳を示したものがその下の段、中段の表でございます、共同で処理をいたします財産、これがAでございます。また、各特別区で活用されるものをBといたしてございまして、各特別区で活用可能な財産の格差は、下の段のところにありますように、8倍に縮小しております。

次に、その表中で、共同で処理をいたします財産の台帳価格を人口で再配分した状態が、その矢印の下にありますAとなりまして、これは再配分後ということでございます。そのAと各特別区で活用をされますBを合わせました各特別区の保有状況が一番下の段でございます、共同で処理する財産を人口で再配分後の各特別区の格差を見ますと、1.4倍にまで縮小をするということでございます。

なお、この再配分後の格差は、1から4全ての試案で同じ倍率となっております。こういったものをたたき台に、またご協議いただければというふうに考えております。よろし

くお願いいたします。私からは以上でございます。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

私からは、次の資料2に基づきまして、財政シミュレーションについて説明させていただきます。

まず、1枚おめくりいただきまして、裏表紙のところに、今回の資料の目的・位置づけというものを記載しております。

今回の財政シミュレーションにつきましては、基本パッケージ案をもとに、特別区の区割り試案4案を絞り込むため実施するという趣旨で、知事・市長の考え方にに基づき、大都市局のほうで作成したものでございます。

今回の資料で示したシミュレーションは、現時点で把握できる数値をもとに、一定の前提条件を置いた上で行った、極めて粗い試算ということになっておりまして、今後の予算編成において変動する可能性もあるため、相当の幅を持って見ていただく必要があるというように考えております。

個々の要素で見ますと、シミュレーション上は反映し切れていないものがプラス・マイナス、両面、当然今後出てくるというふうにご理解いただいておりますが、こういった性質のシミュレーションであるというふうにご理解いただければと思います。

それでは、内容の説明に入っていきます。

ページめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

まず、財政シミュレーションを行うに当たってということで、シミュレーションの算定方式がありますが、どのような基準でシミュレーションを行ったのか、説明させていただきます。

現在、大阪府・大阪市、それぞれが財政の収支試算を行っております。今回のシミュレーションでは、新たな大都市制度の設計が基本的に今の大阪市の事務事業を広域と特別区に区分して、その財源配分をあわせて行うということから、大阪府の財政状況に関する中長期試算につきましては、別置きという形にさせていただいております。

大阪市の今後の財政収支概算、いわゆる粗い試算、これをベースにいたしまして、25年2月版ということになっておりますので、それ以降に収支変動要素があった部分を反映させまして、これを事務分担に基づいて、新たな広域自治体と特別区に仕分け、それぞれに再編効果と再編コストを加味して、新たな大都市制度移行後の収支見通しを新たな広域分、特別区分という形でつくる方法をとっております。

なお、推計期間につきましては、20年後の平成45年度までという形で行っております。

また、収支変動要素として加味した内容につきましては、1ページの一番下の部分にアスタリスクで書いてありますが、一つは、大阪市の26年度概算見込み及び財源配分ということで、予算編成に関して示された26年度の収支改善要素、それからもう一つは25

年度の給与改定及び年末手当についてということで、いわゆる人勧の実施分、これについて反映しております。

次に、2 ページで、再編効果額と再編コストについてでございますが、パッケージ案で示した再編効果やコスト、これを先ほど説明がありましたが、現時点で再試算した額、これを年次ごとに区分して試算しております。

点線の枠囲みの中に記載しておりますが、地下鉄等の効果額やシステム改修費、こういうのは精査後の額を反映しております。

また、再編効果の計上、シミュレーション上の再編効果の計上に当たりましては、市の粗い試算で、既に入っている効果額、いわゆる25年予算当初予算までに既に反映されているもの、これは重複する形になりますので、その部分は控除した上で再編効果という形で示しております。

したがって、先ほどの資料で出てます効果額と、ここの財政シミュレーションで使ってる再編効果という数字については異なった数字という形になっております。

また、イニシャルコストにつきましては、27年4月移行を前提に、26年度から28年度で関係経費を見込んでおります。その考え方につきましては、年次割や財源対応につきまして、表の中に記載しております。

また、各年度の財源につきましても、試案1から試案4まで年次別に示させてもらっております。

ここまでの作業をすることで、収支見通しができてくるわけでございますが、現在の今の市の収支不足の状況から、特別区に移行しましても初期の段階には、かなり収支不足が残っておりますので、その収支不足への対応をした場合の財源対策ということ为例示という形で示させてもらっております。

実際の財源対策につきましては、各特別区の予算編成で具体化されるという性格のものでございますので、あくまでもシミュレーション上の対策例の例示ということにさせてもらっております。

対策メニューの詳細は49ページをまたご参照いただければと思います。

内容につきましては、一つにはストック活用ということで、土地売却、これは先ほど普通財産の処分検討地の売却という説明をさせてもらっておりますが、その部分を反映しているというものでございます。

それから、財政調整基金の活用、これはパッケージ案でもお示しさせてもらったものです。

それから、特別区が承継する株式、これの活用につきましても、項目としては提示させてもらっておりますが、数値としては、今回のシミュレーションには反映しておりません。

それから、地方債の活用、これは初期の負担軽減という観点で入れております。

それから、広域自治体からの財政措置という項目でございますが、これにつきましては、今回の再編によりまして、広域自治体におきましては、初期の段階から再編効果額が出てまいります。その効果額を活用するというので、ここでは例示として、特別区のイニシャルコスト分まで負担したというふうな前提でシミュレーションを置いております。

それでも不足する場合は、さらなる取り組みが必要ということでございます。

こうした考え方でシミュレーションを行うこととしております。

それでは、具体的なシミュレーション結果でございますが、5ページをお願いいたします。

まず、5ページは、新たな広域自治体の収支の見通しということになりますが、事業の再編効果などによりまして、制度移行初年度から効果額として、再編効果といたしましては11億の効果額が発現をし、以降は徐々に拡大する見通しとなっております。

まず、この表の見方でございますが、A欄という、粗い試算でAというのが表中にあると思っておりますが、ここの部分が大阪市の今の粗い試算から広域に行く事務の部分、これを抜き出して収支を見たものがこのAのラインでございます。

それに加えまして、B欄が再編効果コストということで、再編の効果からコストを差し引いた額、これがB欄に入っております。初年度11億で2年目以降、徐々に拡大するという絵となっております。これらの合計額が財源活用可能額、累計ということで、この資料の中ほど、右側に書いておりますけれども、平成45年度の時点でおおよそ845億円、広域側に活用可能財源が生じているという状況でございます。

これらの財源の活用につきましては、説明欄、戻っていただきますと、そこに二つ提示させてもらっております。一つは、後ほどごらんいただく特別区の初期の収支不足というのがかなり残っておりますので、ここにつきまして、特別区のイニシャルコストなどに活用するということが考えられるのではないかとということが一つ。それから、新たな広域自治体での新規投資、あるいは移転、今回大阪市から移転する事務の拡充に活用していくという考え方がございます。こうしたことから、大阪府の今の財政収支というのを参考で6ページにつけておりますけれども、現在の府の財政収支には影響は生じないものというふうに考えております。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思っております。

7ページ、8ページで、これでセットとなっております。これが試案1の7区、北・中央区の分離案でございます。

こちら表の見方は広域と基本的に同じなんですけれども、A欄というのが市の粗い試算、変動要素を加味しておりますけど、そこから特別区分を区分したものでございます。これが34年度まで入っておりますので、35年以降につきましては、今の大阪市の粗い試算では、推計されておられませんので、基本的に歳入歳出を横置きしております。横置きしておりますので、財務リスクの部分だけ年次進行をさせまして、粗い試算ベースのA欄を推計しております。

ここの部分に加えまして、B欄につきましては、再編効果からコストを引いたものということで、先ほどの広域の部分の説明と同じでございます。この7区案では、再編効果、コストの関係も、初期の段階でコストが大きいという点と、それから職員体制のマイナス効果、初期の段階にかなり職員体制が逆に増えるという要素がありますので、この部分が再編効果コストとして、いわゆる黒字化するのが35年以降という状況になってるところでございます。枠囲みの説明の欄に記載しておりますが、基本的に全体の収支といたしましては、31年度までは300億を超える収支不足が続く、一時要素の平成39年、これは各試案とも共通ですけれども、ここの一時要素を除けば、この案では、平成41年度に

ようやく単年度の収支不足が解消できるということで、45年時点では、単年度収支が約50億のプラスという状況になっているということでございます。

先ほど申しました再編効果だけ見ますと、B欄の部分ですが、35年度にコストを上回って、45年度には約80億のプラスということでございます。

この収支の状況に対しまして、仮に先ほど考え方をお示ししました財源対策というのを講じたといたしますと、これも詳細、49ページに書いておりますが、メニューといたしまして、8ページの下のほうにございます表に土地売却から4項目上げておりますが、土地売却につきましては、30年度までに売却するというので、4年間で540億、これ、各案とも共通で入れております。

それから、地方債活用ということで、初期負担を軽減してならしていくために、各年度30億というのを32年度まで入れております。

それから、広域からの財源措置というのは、イニシャルコストの額を上限に、広域の効果額の範囲内で充当するという形で示しております。

それで、足りない部分を財政調整基金を活用するというので、財政調整基金につきましては、訴訟の係争中のものを除いた額、これを上限に入れるという形にしております。

その結果といたしましては、27年度は財源対策によって収支はゼロという形になりますが、28年度から43年度までの間は、かなり不足が生じておりますので、この収支不足を解消するためには、さらなる取り組みが必要という状況でございます。

なお、44年度には単年度の収支不足が解消するというようになっておりますが、その時点での要対応額の累計というのは約1,500億という状況でございます。

試案1の状況は以上でございます。

続きまして、9ページ、10ページでございます。

試案2は、7区案の北・中央区合体案でございます。グラフ、表等のつくりは同様でございます。

この案は、区割りは違いますが、特別区トータルの収支の姿というのは試案1と基本的に同様でございます。31年度までは300億を超える収支不足が続くということで、41年度に単年度の収支不足が解消し、45年度の単年度収支で約50億のプラスという形に転じるという形でございます。

再編効果につきましても、B欄ですが、35年度にコストを上回って、45年度に80億のプラスということでございます。

財源対策につきましても、ほとんど試案1と同様でございます。シミュレーション結果といたしましては、27年度は財源対策により対応できるけども、28年度から43年度までは、さらなる取り組みが必要という状況でございます。44年度には単年度の収支不足が解消しますが、その時点での要対応額の累計は約1,500億という状況でございます。

続きまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

試案3でございます。5区案で、北・中央区分離の案でございます。

こちらの部分は、まず、表のA欄の粗い試算ベースの部分というのは、各案とも共通でするので変わっておりません。再編効果コストのB欄の部分が数値的にかなり異なっており

ます。初年度のみ収支不足、マイナスになっておりますが、翌年の28年度から徐々に再編効果が出てきております。この試案1との違いは、基本的に職員体制、これが5区案と7区案で違うという点、それと、再編コスト、初期コスト、ランニングコストともにですが、これが違うことによって、この推計に出てくる数字が異なっております。

その結果、31年度までの収支不足といたしましては、170億から290億の規模ということが続いておりますが、34年度には収支不足が解消いたしまして、その後、徐々に拡大し、平成45年度の単年度収支では約220億のプラスという状況になっております。B欄の再編効果の45年度の状況は、約250億という状況になっております。

この財政収支でも初期の段階には収支不足がございますので、同様に財源対策を講じたといたしますと、活用メニューとしては同様でございます。広域からの財政措置がイニシャルコストが違う関係で入ってる額は違いますが、同様の入れ方をいたしますと、33年度までの収支不足に対しましては、各年度とも財源対策により対応が可能でございます。

財源活用可能額は平成34年度に50億発生いたしまして、その後、平成45年度では約210億という規模に拡大しております。この期間の財源活用可能額の累計といたしましては、約1,400億という形になってまいります。

あと1点、特にこの3案、4案では、財政調整基金の部分、先ほどの表の中の四つ目の項目なんですけども、1つの財源不足に対応するために、財政調整基金を活用して、特別区の収支不足に対応しておりますけども、34年度から特別区のほうでかなり収支が改善して、収支が、活用可能額が生じるということで、この時点から新たに、新たにというか、財政調整基金のほうに還元して、39年度に還元が完了するという絵になっております。

続きまして、13ページ、14ページをお願いいたします。

試案4でございます。5区案で、北・中央区合体案でございます。

全体の状況といたしましては、区割りは異なりますが、ほぼ試案3と同様の状況でございます。平成31年度まで収支不足は続きますが、34年度に収支不足が解消し、その後、拡大いたしまして、45年度時点で単年度収支、C欄でございますが、約220億のプラスという状況になっております。再編効果のB欄につきましては、2年目の28年度からプラスに転じて、45年度に250億という状況になっております。

財源対策を講じた場合の状況としては、試案3と同様でございます。初期の財源不足に対しましては、各年度とも対応が可能でございます。

財源活用可能額は平成34年度以降に発生して、平成45年度には210億円、累計で約1,400億円という規模になっております。試案4までの説明は以上でございます。

それから、1ページおめくりいただきまして、(3)試案ごとの財政収支というのは、これまでご説明いたしました部分、広域自治体、特別区の推計の部分、その部分の詳細データとして、17ページから24ページまで示しております。

ここの部分では、財政収支を示しております。特別区では粗い試算ベースの収支の内訳、あるいは再編効果コストの部分では、その内訳としてA B項目、あるいは市政改革プラン関連、それから職員体制の再編、再編コスト、この内訳を年次ごとにどう見込んでいくかということを示しております。

それから、27ページ以降のところには、特別区の収支不足への対応例ということで、



こちらのほうは、先ほどの部分で試案 1 から 4 までのところで説明した部分の財源対策の内容とほぼ同様の内容で、数値の表として入れさせてもらっております。後ほどご参照いただければと思います。

それから、続きまして、特別区ごとの状況でございますが、33 ページまでお進みいただきたいと思っております。

また、33 ページは、試案 1 から 4 の概要でございます。34 ページにシミュレーション、各特別区ごとにシミュレーション結果を比較したものを掲載しております。

少しごらんいただくには、数値と合わせてごらんいただくほうがいいと思っておりますので、35 ページのほうにお進みください。

35 ページ、36 ページが試案 1 の 7 区、北・中央区分離の案でございます。A 区から G 区まで、この 7 区についてシミュレーションをした結果をお示ししております。シミュレーションの項目としては、ここまでご説明させていただいたのと同様に、粗い試算ベースの収支、それから再編効果、コスト、それからそれを合わせた財政収支、そこに対する財源対策ということで示しております。

この状況といたしましては、単年度の収支不足が解消できるのは 41 年度から 42 年度ということになります。それは、C 欄の部分でございます。

それから、再編コスト効果がコストを上回るのは、特別区によって異なってまいります。平成 34 年度から 37 年度ということで、これ B 欄でございます。

それから、財源対策を講じるという、これは活用年次等、当然同様でございますが、その場合でも収支不足がかなり残りますので、43 年度までの間につきましては、さらなる取り組みが必要ということになります。

44 年度時点で単年度の収支不足はほぼ解消しておりますが、その時点での要対応額といたしましては、特別区それぞれで、区によって変わりますけれども、120 億から 310 億という形で要対応額の累計額は示しております。

各欄の表の一番右下ということ。これは、前の部分で、7 区、試案 1 で、特別区全体で約 1,500 億の要対応額が生じるという説明をさせていただきましたが、それがこの各 7 区の特別区に分かれているという状況でございます。

続きまして、37、38 ページでございます。

こちらは、7 区の北・中央区合体の案ということで、出てきました特徴としては、北区・中央区を含む A 区、ここにつきましては、税金は多くて、32 年度に単年度の収支不足が解消するという状況でございます。ただ、A 区以外につきましては、その収支不足が解消するのが平成 44 年度という状況になってまいります。

再編効果がコストを上回ってまいりますのは、特別区により異なりますが、先ほどと同様に 34 年度から 37 年度ということでございます。

A 区につきましては、33 年度から財源活用可能額というのが生じることになりまして、最終的には活用可能累計として、45 年度に 411 億という形で数字が積み上がる状況となっております。

A 区以外では、45 年度までの要対応額、この累計といたしましては、260 億から 430 億財源が不足するという状況が数値として出てまいってきております。

続きまして、39ページ、40ページでございます。

試案3の5区、北・中央区分離案でございます。こちらのほうにつきましては、34年度で単年度の収支不足がほぼ解消するという事です。再編効果コストはどこの区とも、28年度には効果額が上回るという状況でございます。B欄です。

収支不足に対して一定の財源対策を講じたと仮定いたしますと、各特別区とも対応が可能ですし、財源活用可能額、CプラスD欄になりますけども、この部分が徐々に拡大いたしまして、45年度時点では、約40億から50億の単年度ベースでの財源活用額が生じるという形になっております。特別区それぞれの累計で見ますと、約240億から300億円という幅の中で累計額が生じております。

それから、続きまして、41、42ページが、5区の北・中央区合体案でございます。

こちらのほうも、基本的に試案3と傾向は同じでございます。34年度に収支不足が解消して、再編効果コストも28年度に上回っております。財源対策も可能ですし、活用可能額が生じるのは45年度時点で同様の規模という形になっております。特別区ごとに見ましても、220億から340億ということで、こちらのほうは、北区、中央区が含まれたE区、ここと比べましても、それほど大きな差はできない状況でございます。

各区ごとのシミュレーション結果の状況は以上でございます。

あと、資料編ということで、ちょっとご紹介だけさせていただきますと、45から46ページのところには、大阪市の粗い試算、ここから変動要素を加味して、今回収支に用いている数値をつくっているという部分が45ページでございます。46ページは、それを特別区と広域自治体に区分しているという部分でございます。

それから、47ページから49ページまでは、今回の試算の前提条件について、記載しておりますので、後ほどご参照いただければというふうに考えております。

それから、50ページ以降のところ、再編効果についてということで、冒頭申しましたけど、パッケージ案で示してる、あるいは先ほど修正ということで示してる数値と、今回財政シミュレーションで示してる数値が異なっておりますので、その部分の説明をさせてもらってます。

例えば、AB項目でございましたら、ちょっと1ページめくっていただきまして、51ページをお願いいたします。

パッケージ案のベースで、先ほど修正ベースで563億、再試算後の数値、これは人件費を除いた額でございますが、これが効果額として示してるものでございます。これを今回、財政シミュレーションを行うに当たりましては、粗い試算、25年2月版をベースにしておりますので、その時点で、既に予算に反映されてる部分、こういうのが270億円ほどございます。したがって、これを除いた部分として293億円を対象にしておりますが、さらにそれに加えまして、効果の中には、税収効果、地下鉄の民営化による税収効果が上がっておりますので、そういうものにつきましては、交付税を減額しております。

また、民営化によりまして、地下鉄であれば、分担金収入もなくなるということでございますので、そういうものも外しております。そうしまして、今回の財政シミュレーションに算入してる部分として、227億という数字を使っております。これを効果の発生の帰属先である特別区に215億、新たな広域自治体に12億という形に配分した上で数

値として活用しております。

あくまでも、効果額というのは、563億という数字であろうと思いますけども、今回の試算では、出発点を25年2月予算というところを出発点しておりますので、こういう数値を用いておりますので、そういう数値とご理解いただければと思います。

同様に、53から54ページには、そのAB項目の各項目の内訳をどのような数値で盛り込んだかを示しております。

55ページも一時効果分として同様でございます。

それから、57ページも、これも同様に職員体制の再編ということで、人件費の削減効果をパッケージ案で示しておりますけども、今回、基本的に大阪市の人員が事務の移管によって広域自治体部分と特別区、一部事務組合を含んでおりますけど、そこに分かれていきます。それぞれの中で、削減数というのを見込んでるわけでございますが、この中には、既に25年度の粗い試算、大阪市の財政推計の中で見込んでる減少分というのが入っておりますので、こういうことも加味してシミュレーションを行ったところでございます。

数値につきましても、58ページに記載しておりますので、後ほどご参照いただければというふうに思います。

説明は以上でございます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

すみません、補足で、補足資料をちょっと配付させてもらいたいんですけども、パッケージ案の追加資料、資料1の効-3のページなんですけど、今まで地下鉄の民営化に関する効果が株式の価値の部分が全く議論されていませんでしたので、今、行政的にきちんと資産価値について検討しております。これ、資料ってありますか。

参考資料として、平成18年に大阪市の交通局が資産価値について議論した資料がありますので、これを。

これ、平成18年10月で交通局が検討してる、その資産価値の検討状況として、もちろんこのときの状況と今の状況違いますから、この平成18年の交通局が出した、この資料の数字のとおりにはならないかとは思いますが、それでも12ページなんかには、こういう形で事業価値、資本価値という形で、この株式の価値について検討していたということです。今まで全く地下鉄の民営化に対する効果で、このあたりの議論が抜けていましたから、これからきちっと詰めていきますけれども、参考資料として、事業価値、地下鉄事業で、これ数字はいろいろとり方があるので、この資料の数字は言うのはやめですけども、ただ、株式の価値については、きちんと民営化の効果として、これから計上していきたいと思ってます。

(花谷委員)

何か意味あるの。影響あるんですか。

この資料による数字の影響はあるの。

(浅田会長)

発言される場合は挙手の上。

花谷委員。

(花谷委員)

追加資料で、市長から18年12月の交通局の資料出てきましたけども、株式の価値、それはこれ見たらわかると思うんですけども、これがA B項目の効果の見込み額にどのように反映されるか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

それは、株式の価値が生まれて、これはもう議会でも答弁してますけども、大阪市の地下鉄が民営化されて、株式を保有することになれば、これは大阪市が保有することになれば、特別区が保有するということを言ってるんです。ですから、財政シミュレーションの中でも、額を入れてませんけれども、それぞれ各特別区にその資産として保有することになりますので、これは財政シミュレーションは、基本的にはフローで見てますけれども、財政調整基金とか、そういうところの活用やストックの部分でもあるんでしょうけども、各特別区が資産としてこれを持ちますので、相当大きな効果が出てきます。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

市長ね、ちょっと理屈は僕わからない。資産価値が出てくるんやったら、各特別区のB / S出さなあかん。今、これある程度、財政シミュレーションはP / Lですよ。フローの話をしてる中で、B / Sを持ち込むんやったら、各特別区の、それこそB / Sを出さないとだめです。公会計制度に基づくね。

それ、話をごっちゃにするというのは、非常に市長、ちょっとよくないと思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

それを言い出したら、これ補填財源で、大阪府のときも、財政、粗い試算でもそうですけどもね、土地売却の、その額とか、財政調整基金とか、これも活用できるものとして計

上してるわけですから、その一環として、計上可能だとは思うんですよ。

(浅田会長)  
花谷委員。

(花谷委員)  
だから、保有されるのと、売却するために保有してね、それを効果額に入れるのとは、明らかに考え方が違うと申し上げているんです。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)  
いやいや、ですから、保有資産として計上できるということです。

(浅田会長)  
花谷委員。

(花谷委員)  
それでしたら、事務局、きちんとB/Sも出して議論をさせていただかないと。

(浅田会長)  
ちょっと待ってね、花谷委員、今、先行して質問がありましたので受けましたけれども、次回以降に具体的な協議についてはお願いしたいと思っております。

ただいま、事務局等からご説明いただきました、その説明につきまして、資料の記載内容や、数値など、ご確認されたい点などがありましたら、この際、ご質問をお願いいたします。

質疑の、事実関係の確認だけでお願いします。  
柳本委員。

(柳本委員)  
確認というか、意見にもなるかもしれませんが、まずもって、これだけの膨大な資料を短期間でお疲れさまでございました。

私たち、今日いただいたばかりでございますので、これから20日に向けて、精査をさせていただく部分もあるかと思えます。水増しはもうないかとは思いますが、そのあたりも含めて確認をさせていただきたいので、エクセル等で、また資料をいただけたらと思っております。

ちょっと、1点確認と、2点、見解表明的になるかもしれませんがね、今回、一応、新たな大都市制度というのは、これまでも議論あったように、大阪市の分割ではなくて、

府市再編であるはずなんですね。であるにもかかわらず、今回のシミュレーションの中で、実際、この総括の中で、大阪府の財政状況に関する中・長期の試算は、範囲外とされてますので、これ本来であれば、入れていただく必要があるんじゃないかなというふうに思ってます。その上で、これが確認というか、次に向けてというのにもなるかもしれませんが、ぜひご提示いただきたいのは、我々は府市再編した上で、成長の種銭となるお金がどれだけ出るのかということを知りたいんです。

そういうことを言いますと、多分、5ページのところで、平成45年度に845億円、財源活用可能額の累計があるとはされてるものの、これは特別区の収支不足に活用するとか、移転事務の拡充等に活用と書いてますから、これらをどけたときに、いわゆる新たな広域自治体での新規投資額がどれだけになるのか、いわゆる種銭がどれだけ入るのかということをごひともお示しいただきたいというふうに思っております。

それと、あと1点なんですけども、冒頭で再編コストと書いていただけてますけども、先ほど言いましたように、これ分割コストにほかならないわけなんですね。これ、すごい資料出していただいたかと思うんですけども、5区案でね、平成34年までに収支不足がこれ解消されるということになれば、逆を言えば、大阪市のままでいったとするならば、34年度までに大阪市が収支不足解消できる可能性があるという仮説が立てれるという資料にほかならないというふうに思うんです。

これ、正直言いまして、25年2月に出していただいたシミュレーションでは、補填財源使わないと、だから300から400億の収支不足が出るということで、大阪市財政危機やということで、市民サービスをカットする、いわゆるいろんな市政改革プランが出てきたわけなんですけども、今回の案は、この資料1によりますと、平成30年までに土地売却で1,500億円活用するんですよ。こんなことできるんだったらね、それで財政調整基金も活用します。これ、今の大阪市の財政状況を検討してる考え方と、今回の府市再編の中で考えてる考え方と、これダブルスタンダードなんです。であるならばね、我々は、ここでも提示されたように、7区案より5区案のほうが効率的であるということが照明されました。その資料だと思います。

であるならば、この再編コスト、いわゆる分割コストをかけなければ、このまま、これ新たな試算とも言えるかもしれませんが、大阪市内を試案5として、1区でいくとするならば、すなわち分割しないとするならば、平成34年度までに収支を解消できるというシミュレーションが出てくると思うんですけども、こういったものもご提示いただけないですかね。いただけなかったら、我々つくらざるを得ないかもしれませんが、このあたりについて、ちょっと考え方だけお聞かせいただきたいと思います。

それと、あと1点だけ、済みません。そういった前提を議論するに当たっては、このA B項目、まだわからないA B項目について、なされるという前提での効果額が算定をされてますので、これは、局長とも議論させていただいたときに、どこかで前提条件決めないと、シミュレーションできへんからということで、私も言いましたので、これを前提としていただくことについては、異議は申し立てません。ただ、1区案を考えると、前提条件同じようにやらせてもらいますけども、前提条件はあくまでも、今現在大阪市会の中で、大学の統合等々も含めて、まだ確定したわけではないということも、ここでつけ

加えて言っておきたいと思います。

以上です。

(浅田会長)

柳本委員に申し上げますけど、分割ありきではなしに、分権という流れがあって、我々はこの作業をやってると思うんです。だから、基礎自治体としての大阪市というのは、いかなものかというところから、問題が生じてましてね、ただ、財源不足、補填財源の問題を解消するために、どうしたらいいのかということ議論することは、その一部として必要であると思いますけれども、それだけを議論してる場合ではないということを確認お願いします。

橋下委員。

(橋下委員)

会長の意見に賛成で、これ、僕と知事の案で、大阪市内にやっぱり特別区を設置するのが必要だという前提で、財政シミュレーションやりましたのでね、それ要らないという意見があるのであれば、その意見出すほうのほうでつくってもらいか何かして、これ、特別区設置の問題は、財政だけが問題じゃなくて、意思決定を住民の近いところでやってもらうと、今の大阪市役所、一つの市役所、市長だけが予算編成権を持つんじゃないかと、それぞれの地域で予算編成を持つということが最大の特別区の設置の意義なわけですから、財政シミュレーションは、もう僕らのほうは、これだけで十分だと思ってます。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

おっしゃる意味はわかりますけども、そもそもパッケージ案が出てきたときに、各特別区が財政均衡保てるのかというような疑問点があったかと思うんです。やはり、再編コストであるとか、あるいはイニシャルコストで膨大な費用がかかって、わざわざ分割してまで、財政不均衡なのであれば、分割するメリットないじゃないかというような視点に立って我々は議論してきたつもりであります。

であるならば、分割せずして、大きな効果が得られるのであれば、それも新たな大都市制度を考える上で、一つの案として、検討していくべきであると思います。ちなみに、我々は、この法定協議会の中でも、住民投票の際には、今、お住まいの大阪市民の方々が、今の現状がいいのか、それとも再編したほうがいいのか、この比較検討の上、投票していただくべきだという話をしました。であるならば、現行のまま、同じ土俵に立った上での財政シミュレーションをしたときに、効果があるのか、本当に大阪市、このままいったら赤字ばかりで市民サービス、どんどん切っていかなければならない状態なのかどうか。もしくは、今回のようなシミュレーションができるのであれば、大阪시는平成34年までに収支不足解消されるわけですから……。

( 浅田会長 )

柳本委員に申し上げます。

( 柳本委員 )

いう話をさせていただきたいということです。

( 浅田会長 )

もう一度申し上げます。今日は、事務局案に関しての質疑です。その、今のいろいろご提案、ご発言のありました中身につきましては、扱いをこの後、代表者会議で協議させていただきたいと思います。

そのほか、今、出てきました追加資料等、それから財政シミュレーションに関して、事実関係のみの確認をしていただきたいと、この場で思っております。

花谷委員。

( 花谷委員 )

事務局に、ちょっとお尋ねします。

システムについてですね、特別参与さんでしたか、顧問さんでしたか、方針を出されて、コストを圧縮したものが出てきました。ほかに、我々いろいろと精査すべき点、指摘してまいりました。時間くれということで待ってますけども、そこら辺の作業が進んでるのか、進んでいないのか、ここに反映されてるのか、反映されてないのか、イニシャルコストのところですね、例えば、庁舎のことであるとか、すごく細かいことまで入ってるかもわかりませんが、それは、精査するというふうに答弁をいただいて、今回、全然そういったことは入ってないですね。これはまだ、粗っぽい作業やというお話でしたけどもね、コストは削減すること、効果がより出たこと、これは今回出てきてるのに、ほかにどんな作業を今されてるのか、教えていただかないと、まだまだこの数字が変わってくる可能性があるということです。進めてるのか、進めていないのか、そこらぐらいをちょっとお答えいただきたい。

( 浅田会長 )

山口局長。

( 山口大阪府市大都市局長 )

ご指摘いただいた点は、当然、効果額をさらに精査すること、これはもうあくまで現時点ですので、さらに精査が必要でしょうし、当然、コストについてもいろんな条件設定が細くなれば、それは数字は変わる可能性があるということで、継続してやらせていただくことだろうと思います。

ただ、庁舎のご指摘は、府会でもご指摘されて、答弁させていただいたと思いますけど、我々としては、今のところ、広域については、咲洲を活用するということを仮定として置



いてるので、そのままの見方をさせていただいているということで。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

今、局長は咲洲庁舎のことだけ捉えてはるんで、違いますよ。咲洲のことは指摘はさせてもらってるけども、それ以外にイニシャルコスト、僕は7区案で、現在の庁舎を使う、足らんかったら、民間をといる、改修の工事であるとかね、当てはめ方とか、そういったことをいろいろ聞かせていただいたと思うんですね。

精査しますと、早急にしますと言ってはって、今回出てこないんですね。その点を申し上げてるし、ほかにもあったと思いますけどもね、だから、そういう作業を今進めてはるんか、進めてはらへんのかを聞いているんです。進めてないんだったら、進めてないとおっしゃっていただいたら、これから新たに追加、ぼんぼん言うていかんといかんことになるんで。

(浅田会長)

山口局長。

(山口大阪府市大都市局長)

先ほど言いましたように、ちょっと、庁舎のその視点は、ちょっと忘れてしまいました。我々としては、一応、お金の問題については、それは精査をしますということで、コスト効果については言ってみて、今回はあくまでも、4案を絞り込むということで現時点で、非常に粗っぽい数字でもいいんで、とりあえず財政シミュレーションするというこの目的に沿って、現時点で見込めるものを最大限入れさせていただいたということですので、ご理解お願いしたいと思います。

(浅田会長)

いいですか。

辻委員。

(辻委員)

特別区の財政の中で、補填財源として土地売却が重要な課題になっておりますので、当初、4年間で540億円、これ売却しないといけないという形になっているんですが、この土地の算定なんですけども、これは簿価ですか。

(浅田会長)

手向部長。

(府市大都市局手向制度企画担当部長)

49ページの財源対策例のところの土地売却欄に入れておりますが、簿価を路線価ベースに置き直しまして、それを26年度から30年度まで、5年間に均等に売却するとして27年度から30年度までの分を盛り込んだということです。

現在、大阪市の粗い試算で、26年度以降に活用できる用地については、約700億というのが示されてますので、そことほぼ均衡した数値というふうに思っております。

(浅田会長)

辻委員。

(辻委員)

全体的な数字は、よくこういう計算されるというのは聞いておるんですけども、ちょっと個別の物件を見ると、前回、共産党さんが出された資料で、浪速区の市民交流センターかな、あれが69億円なんていう数字になってましたので、あれはないと思いますわ。そやから、今私たちが実際に見てる物件を見渡したときに、それだけの価値がないものがありますので、物件一覧をぜひお願いしたいと思います。それで、今の算定額と、ちょっと見定めさせていただいて、実際にこれだけの金額が出てくるかというのは、非常に不安になりますので、物件一覧をお願いしたいと思います。

(浅田会長)

では、それ、局長。

(山口大阪府市大都市局長)

それは、資料提出させていただきます。

(浅田会長)

そのほか。

いいですか、事実関係の確認。

それでは、代表者会議でそういう取り決めにいたしましたので、次回の協議会では、本日の事務局説明に関する事実確認のための質疑及び委員間協議を行いたいと考えております。事務局質疑につきましては、前回と同様、委員間協議に役立てるという観点から、試算の前提、それから条件設定、事実を確認するために行うということが必要ではないかと思っております。今の辻委員のようなご提案であります。

事務局質疑の方法につきましては、私といたしましては、これまでの質疑方法を工夫したいと考えております。また、この後、代表者会議でご相談させていただきますけれども、各会派の代表者の方々におかれましては、今、私が申し上げました点をお含み置きの上、代表者会議にご参加いただきたいと思います。

そのほか、何かご発言はございませんでしょうか。

橋下委員。

(橋下委員)

事実確認ではないんですけども、財政シミュレーションでこのような結論が出てますのでね、特別区設置というのは、財政問題だけではないんですけども、もうそろそろ、これ5区案か、7区案なのか、どちらかということぐらいは、もうある程度方向性を示すべきなのかと、この今の状況から見れば、5区案というものを中心に検討していくべきではないかと思っています。

(浅田会長)

そのほか、ございませんか。

それでは、本日の協議会はこれで終わりたいと思います。

次回、第11回の協議会は、12月20日、金曜日に大阪府庁で開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。